

平成 17 年 6 月 2 日

株 主 各 位

大阪市東淀川区下新庄三丁目 9 番 19 号
参 天 製 薬 株 式 会 社
取締役社長 森 田 隆 和

第93期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第93期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、後記の「議決権行使についての参考書類」をご検討いただき、以下のいずれかの方法により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権の行使〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示、ご押印のうえ、ご返送ください。

〔インターネットによる議決権の行使〕

当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「仮パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。なお、インターネットによる議決権行使に際しては、43頁「インターネットによる議決権行使のご利用の注意点について」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成17年 6 月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市東淀川区下新庄三丁目 9 番 19 号
当社本社ビル5階 センチュリーホール

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第93期 (平成16年4月1日から平成17年3月31日まで) 営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに貸借対照表および損益計算書報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 3. 定款授權に基づく取締役会決議による自己株式取得報告の件

決議事項

- 第1号議案 第93期利益処分案承認の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件
議案の要領は、後記の「議決権行使についての参考書類」に記載のとおりであります。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営業報告書

(平成16年4月1日から
平成17年3月31日まで)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過および成果

当期の国内医療用眼科薬市場は、平成16年4月に実施された薬価改定により、眼科薬平均2.7%の薬価下落がありました。老人保健の負担増や社会保険被保険者本人負担増の影響も一巡し、受診数が以前の水準に戻る傾向が続いていることや、花粉の飛散量の増加による抗アレルギー剤市場の拡大などにより、前期と比べ拡大しました。一方、海外医療用眼科薬市場は、欧米・アジアとともに総じて堅調に推移しました。国内一般用眼科薬市場は、流通価格下落の影響を受けましたが、アレルギー用目薬の大幅な伸長に加え、目の疲れ、コンタクト用目薬の伸長もあり、前期と比べ拡大しました。

このような状況下、当期の業績は、次表のとおりとなりました。

	当 期	前 期	前期比増減
	百万円	百万円	%
売 上 高	92,696	89,857	3.2
営 業 利 益	18,982	14,525	30.7
経 常 利 益	18,837	15,790	19.3
当 期 純 利 益	11,022	6,321	74.4

売上の状況

販売部門別の売上高は、次表のとおりとなりました。

	国 内		海 外		合 計	
	金 額	前期比増減	金 額	前期比増減	金 額	前期比増減
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
医 療 用 医 薬 品	76,895	8.5	7,402	19.5	84,298	5.3
うち眼科薬	68,383	9.0	7,241	19.8	75,624	5.4
うち抗リウマチ薬	8,244	4.9	108	2.3	8,353	4.8
うちその他医薬品	267	7.3	52	11.0	319	7.9
一 般 用 医 薬 品	5,260	13.0	16	12.9	5,277	13.0
医 療 機 器	726	17.2	27	25.9	754	17.5
そ の 他	562	47.6	1,803	42.5	2,366	43.8
合 計	83,446	7.7	9,250	25.3	92,696	3.2

【医療用医薬品】

当期の医療用医薬品の売上高は、前期と比べ5.3%増加し、842億9千8百万円となりました。

(眼科薬)

<国内>

当期も引き続き重点・成長領域(角結膜疾患、緑内障、アレルギー)に経営資源を集中し、収益基盤の維持・向上を図り、医療施設ごとの潜在ニーズとその変化を的確に捉えた医薬情報提供などの普及促進活動を行い、当社製品のさらなる市場浸透に注力しました。平成16年4月実施の薬価改定の影響はありましたが、老人保健の負担増や社会保険被保険者本人負担増の影響も一巡し、受診数が以前の水準に戻る傾向や、導入品の貢献ならびに期末近くの花粉の飛散量の増加などにより、国内眼科薬の売上高は、前期と比べ9.0%増加の683億8千3百万円となりました。

合成抗菌点眼剤領域では、他社新製品の上市や後発品の影響などにより、「クラビット点眼液」、「タリビット点眼液」両剤合わせた売上高は、前期と比べ4.3%減少し、163億4千6百万円となりました。角膜疾患治療剤領域では、ドライアイ(眼球乾燥症候群)などに伴う角結膜上皮障害の治療剤「ヒアレイン」が、患者さんのQOL(クオリティ・オブ・ライフ)を高める製品特性と、医療現場でのドライアイの啓発活動などにより順調な伸びを示し、前期と比べ6.1%増加し、142億3千1百万円となりました。緑内障治療剤領域では、平成16年10月から販売開始した「レスキュラ点眼液」(株式会社アールテック・ウエノから導入)が加わったため、「デタントール点眼液」、「チモプトールXE」、「チモプトール」と合わせた四剤の売上高は、前期と比べ28.0%増加の120億5千2百万円となりました。抗アレルギー点眼剤領域では、アレルギー性結膜炎の原因の一つである花粉の飛散量が多かった影響を受け、「リボスチン点眼液」の売上高が前期と比べ80.2%増加し、49億1千7百万円となりました。

<海外>

海外における医療用眼科薬の売上高は、円換算ベースで前期と比べ19.8%減少の72億4千1百万円となりました。米国市場において、ジョンソン・エンド・ジョンソン ビジョンケア・インクとの販売提携により、販売形態を自社販売から同社経由に変更したこと、および前期末の流通在庫増の影響により売上高は減少しました。欧州では、現地子会社が販売拡大に努め、北欧・東欧・ロシア・ドイツで売上を順調に伸ばしました。アジアにおいては、学術情報の提供やマーケティング活動の強化を図り、主要市場である中国および韓国で売上を伸ばしました。

(抗リウマチ薬)

疾患修飾性抗リウマチ薬市場は、前期と比べ拡大しました。「リマチル」、
「アザルフィジンEN錠」ならびに平成16年7月に新発売しました「メトレート
錠2mg」が市場へ着実に浸透し、抗リウマチ薬の売上高は、前期と比べ4.8%
増加の83億5千3百万円となりました。

[一般用医薬品]

一般用医薬品部門は、目の疲れ・かすみ・爽快用の目薬を中心に引き続き
販売促進に注力しました。花粉の飛散量の増加によるアレルギー用目薬の伸
長と、前期から実施している流通在庫の適正化もほぼ終了した結果、売上高
は、前期と比べ13.0%増加の52億7千7百万円となりました。

[医療機器]

当期の国内の白内障手術件数は若干増加しました。しかしながら、競争の
激化に伴う眼内レンズ、超音波白内障手術装置の売上高の減少に加え、平成
16年12月末で手術用鋼製小物の販売を終了した影響もあり、売上高は、前期
と比べ17.5%減少の7億5千4百万円となりました。

[その他]

日本、米国、欧州の受託製造の減少により、前期と比べ43.8%減少し23億
6千6百万円となりました。

売上原価、販売費及び一般管理費

売上原価は、前期と比べ5.8%増加の337億9百万円となりました。売上原
価率では、製造数量の増加やコスト合理化などの低減要因がありましたが、
薬価引き下げの影響、米国市場の販売形態を自社販売からジョンソン・エン
ド・ジョンソン ビジョンケア・インク経由に変更したこと、ならびに品目
構成の変化などにより、前期の35.4%から36.4%へと上昇しました。

販売費及び一般管理費は、臨床開発試験の進捗に伴う研究開発費の増加が
ありましたが、米国での販売提携に伴い、販売費用を削減したことなどに
よ、前期と比べ8.0%減少し400億3百万円となりました。

営業利益

営業利益は、国内医療用医薬品の売上増加、米国眼科事業の販売形態変更
による利益改善などにより、前期と比べ30.7%増加の189億8千2百万円とな
りました。売上高営業利益率は、前期の16.2%から20.5%へ上昇しました。

営業外収益 / 費用

営業外収益は、保険満期受取金の減少などがあり、前期と比べ72.4%減少の8億3百万円となりました。営業外費用は、支払利息の減少や、当期は為替の変動が少なかったことによる為替差損の減少などにより、前期と比べ42.3%減少の9億4千8百万円となりました。

経常利益

経常利益は、前期と比べ19.3%増加し、188億3千7百万円となりました。売上高経常利益率は、前期の17.6%から20.3%へ上昇しました。

特別利益 / 特別損失

特別利益は、固定資産処分益、退職給付制度変更損益、退職給付信託設定益ならびに前期損益修正益などを計上したことにより、11億3千7百万円となりました。特別損失は、賃貸不動産などの減損処理の実施と米国事業構造改善関係費などを計上したため、15億3千8百万円となりました。

法人税等

法人税等は、74億1千2百万円となりました。前期と比べ税金等調整前当期純利益の増加がありましたが、前期のサンテン・ホールディングス・ユース・インクの評価減の影響が当期はないため、税金等調整前当期純利益に対する比率（実効税率）は、前期の54.1%から40.2%となりました。

当期純利益

当期純利益は、前期と比べ74.4%増加し110億2千2百万円となりました。売上高当期純利益率は、前期の7.0%から11.9%となりました。1株当たり当期純利益（EPS）は、前期の71円65銭から125円85銭に、希薄化後1株当たり当期純利益は、前期の71円64銭から125円71銭になりました。

その他の活動状況

[研究開発]

当グループは中長期的な成長の源泉として研究開発を重視しており、眼科薬を中心とした積極的な臨床開発を進めています。緑内障領域において、プロスタグランジン製剤DE-085（一般名：タフルプロスト）は、日本および欧米で臨床第 Ⅲ 相試験を実施中です。アンジオテンシン 受容体拮抗剤の緑内障治療剤DE-092（一般名：オルメサルタン）は、日本および欧米で臨床第 Ⅲ 相試験を実施中です。同じく緑内障治療剤DE-090（一般名：塩酸ロメリジン）は、日本で臨床第 Ⅲ 相試験の段階にあります。

角膜、炎症領域において、角結膜創傷治療剤（ドライアイ含む）DE-089（一般名：ジカフォソル・テトラナトリウム）は、日本で臨床第 Ⅲ 相試験、同じくDE-099（一般名：ゲファルナート）は日本で臨床第 Ⅲ 相試験を実施中です。また、春季カタル治療剤「シクロスポリン点眼液」は製造承認を申請中です。

網膜、リウマチ領域において、糖尿病性黄斑浮腫と抗リウマチ薬のTNF阻害剤DE-096は、日本で臨床第 Ⅲ 相試験を準備中です。

[その他]

平成16年11月に取得した1,351,100株の自己株式を、金庫株として保有していましたが、今後使用の予定がないことから、資本の効率化を進めるため平成17年3月に消却しました。

また、平成17年1月に、旧来の年功的な退職給付制度を総合的に見直し、職務・成果に連動し、確定拠出年金・確定給付企業年金・退職一時金から構成される新退職給付制度を導入しました。平成17年3月に、退職一時金部分に充当することを目的として、当社所有の株式および現金35億2百万円を退職給付信託に拠出しました。

(2) 企業集団の設備投資および資金調達の状況

設備投資につきましては、既存製造設備の改造ならびに研究開発用機器の更新などを実施しました。当期の設備投資額はリース契約分を含め16億7千4百万円となりました。これらの設備資金は自己資金により充当しました。

(3) 企業集団の今後の見通しと対処すべき課題

(企業集団の今後の見通し)

国内の医療用眼科薬市場は、老人保健の負担増や社会保険被保険者本人負担増の影響も一巡し、受診数は以前の水準に戻る傾向があり堅調に推移すると予想していますが、合成抗菌点眼剤市場における競合品の市場浸透による競争の激化や、花粉飛散量の減少に伴うアレルギー剤需要の低下が見込まれます。一方、海外の医療用眼科薬市場は、米国、東欧、ロシア、アジア（特に中国）において拡大すると予想しています。一般用眼科薬市場では、流通価格低下の影響が見込まれ、厳しい事業環境下で推移するものと予想されます。

このような状況の中、国内の医療用医薬品部門におきましては、医療現場における「科学的根拠に基づく医療（EBM）」重視や、疾患別の治療ガイドライン策定などの流れに対応するとともに、主要な競合品および後発品に対し、確実に対策を講じます。米国においては、ジョンソン・エンド・ジョンソン ビジョンケア・インクとの販売提携を通じ、引き続き収益改善を図ります。欧州、アジア各国においては、学術情報の提供やマーケティング活動の強化により市場地位の向上に取り組みます。

一般用医薬品部門においては、将来的な収益性向上にむけ、収益構造改善を図ってまいります。

(企業集団の対処すべき課題)

当グループは、平成15年2月に発表しました「2003 2005中期経営計画」において、「収益力の回復」、「研究開発力の強化」、「組織力の強化」を基本方針に掲げ、下記の重点課題を確実に実行していくことにより、中長期的には、従来からの強みである販売・マーケティング力のさらなる向上に加え、眼科およびリウマチ/骨・関節疾患分野における「製品開発力を成長の源泉とする会社」への進化を図ってまいります。

(中期的課題)

1. 収益力の回復
 - ・ 米国事業の早期収益化
 - ・ 費用削減の実施
 - ・ 国内収益基盤の維持・改善
2. 研究開発力の強化
 - ・ 新製品開発のスピードアップ
 - ・ 経営資源の重点的配分による新薬候補化合物の充実
3. 組織力の強化
 - ・ コーポレート・ガバナンスの充実・強化
 - ・ 人材育成、組織マネジメント能力の向上

(4) 企業集団および当社の業績および財産の状況の推移
(企業集団の業績および財産の状況の推移)

区 分	第90期 (平成13.4.1～ 平成14.3.31)	第91期 (平成14.4.1～ 平成15.3.31)	第92期 (平成15.4.1～ 平成16.3.31)	第93期 (当連結会計年度) (平成16.4.1～ 平成17.3.31)
売上高(百万円)	88,966	90,252	89,857	92,696
経常利益(百万円)	12,107	12,899	15,790	18,837
当期純利益(百万円)	5,305	8,502	6,321	11,022
1株当たり当期純利益	円 銭 57.34	円 銭 93.67	円 銭 71.65	円 銭 125.85
総資産(百万円)	152,103	147,147	150,237	139,979
純資産(百万円)	95,101	97,125	103,499	108,239

(注) 1株当たり当期純利益は、第90期については、期中平均株式数から自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しています。また、第91期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しています。

(当社の業績および財産の状況の推移)

区 分	第90期 (平成13.4.1～ 平成14.3.31)	第91期 (平成14.4.1～ 平成15.3.31)	第92期 (平成15.4.1～ 平成16.3.31)	第93期 (当期) (平成16.4.1～ 平成17.3.31)
売上高(百万円)	82,990	82,372	80,227	86,340
経常利益(百万円)	16,060	17,011	18,680	20,266
当期純利益(百万円)	9,932	871	7,176	12,602
1株当たり当期純利益	円 銭 107.33	円 銭 9.30	円 銭 81.37	円 銭 143.93
総資産(百万円)	158,456	147,869	150,240	142,762
純資産(百万円)	104,706	100,283	106,800	113,092

(注) 1株当たり当期純利益は、第90期については、期中平均株式数から自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しています。また、第91期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しています。

2. 会 社 の 概 況 (平成17年3月31日現在)

(1) 企業集団の主要な事業内容

当グループは医療用医薬品、一般用医薬品および医療機器の製造、販売を行っており、その主なものは次表のとおりです。

区 分		主 要 品 名
医療用 医薬品	眼 科 薬	クラビット点眼液、タリビット点眼液、チモプトール、チモプトールXE、レスキュラ点眼液、リボスチン点眼液、ヒアレイン、フルメトロン、カリーユニ点眼液、オベガンハイ
	抗 リ ウ マ チ 薬	リマチル、アザルフィジンEN錠
一般用 医薬品	眼 科 薬	サンテFXネオ、サンテ40、サンテ40V、サンテドゥプラスEアルファ、サンテALクール、サンテ抗菌新目薬、サンテピオ
医 療 機 器		眼内レンズ
そ の 他		医療用医薬品受託製造

(2) 企業集団の主要拠点等

当 社

本 社 大阪市東淀川区

営 業 拠 点 北海道・東北エリアオフィス(仙台市青葉区)、東京・神奈川エリアオフィス(東京都中央区)、関東エリアオフィス(さいたま市大宮区)、中部エリアオフィス(名古屋市中区)、関西エリアオフィス(大阪市淀川区)、中四国エリアオフィス(広島市中区)、九州エリアオフィス(福岡市博多区)、その他89オフィス

工 場 大阪工場(大阪市東淀川区)、能登工場(石川県羽咋郡宝達志水町)、滋賀工場(滋賀県犬上郡多賀町)

研 究 所 奈良研究開発センター(奈良県生駒市)

駐在員事務所 北京事務所(中国・北京市)、広州事務所(中国・広州市)

(注) 当社能登工場がある石川県羽咋郡志雄町は、平成17年3月1日に石川県羽咋郡押水町と合併し石川県羽咋郡宝達志水町になりました。

子法人等

サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク(アメリカ・カリフォルニア州・ナパ)

サンテン・インク(アメリカ・カリフォルニア州・ナパ)

サンテン・オイ(フィンランド・タンペレ)

参天物流株式会社(大阪市東淀川区)

(3) 企業集団および当社の従業員の状況
当グループの従業員の状況

事業部門等の名称	従業員数(名)
販売	790
医療用医薬品部門	660
一般用医薬品部門	86
医療機器部門	44
生産	827
研究開発	460
全社または共通	231
合計	2,308

- (注) 1. 従業員数は就業人員数(当グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当グループへの出向者を含む。)です。
2. 全社または共通は、人事および経理等の管理部門の従業員です。

当社の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
1,691	3	38.1	12.9

- (注) 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)です。

(4) 企業結合の状況
重要な子法人等の状況

会社名 ()は所在国を示す	資本金	当社の出資比率 ()は間接所有を示す	主要な事業内容
サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク (アメリカ)	24,784千アメリカドル	100.0%	北米における間接所有子会社の統括管理
サンテン・インク (アメリカ)	8,765千アメリカドル	(100.0%)	医薬品の臨床研究・ 医薬学術情報に係る 調査分析
サンテン・オイ (フィンランド)	20,000千ユーロ	100.0%	医薬品の開発・製造・販売
参天物流株式会社	30百万円	100.0%	医薬品の保管・搬送

企業結合の成果

連結子法人等は、上記重要な子法人等の状況に記載の4社を含む12社であり、企業結合の成果は「1. 営業の概況 (1) 企業集団の営業の経過および成果」に記載しています。

主要な提携の状況

・技術提携（導入）

契約会社名	提携先	内 容
当 社	第一製薬株式会社(日本)	オフロキサシンを含有する眼科薬の製造販売
	第一製薬株式会社(日本)	レボフロキサシンを含有する眼科薬の製造販売
	エーザイ株式会社(日本)	塩酸ブナゾシンを含有する眼科薬の製造販売
	三菱ウェルファーマ株式会社(日本)	ペミロラストカリウムを含有する眼科薬の製造販売

・販売提携（導入）

契約会社名	提携先	内 容
当 社	萬有製薬株式会社(日本)	マレイン酸チモールを含有する眼科薬の国内販売
	ファイザー株式会社(日本)	サラゾスルファピリジン含有する抗リウマチ薬の国内独占販売
	ヤンセンファーマ株式会社(日本)	塩酸レボカバステンを含有する眼科薬の国内販売
	株式会社アルテック・ウエノ(日本)	イソプロピルウノプロストンを含有する眼科薬の国内独占販売

・販売提携（導出）

契約会社名	提携先	内 容
サンテン・オイ (連結子法人等)	ジョンソン・エンド・ジョンソン ビジョンケア・インク (アメリカ)	合成抗菌点眼剤「クイクシン」、緑内障治療剤「ベチモール」、抗アレルギー点眼剤「アラマスト」の米国における販売委託

(5) 株式の状況

会社が発行する株式の総数 151,493,354株

(注) 当期に、商法第212条に基づく自己株式の消却を行ったことにより、前期に比べ1,351,100株減少しました。

発行済株式の総数 86,658,703株

(注) 当社取締役および使用人に付与した旧商法第280条ノ19による新株引受権の行使により27,000株、当社取締役および執行役員ならびに重要な海外子会社の取締役に付与した商法第280条ノ20および商法第280条ノ21による新株予約権の行使により19,500株、合わせて46,500株増加しました。また、上記 (注)に記載の理由により、1,351,100株減少しました。

株 主 数 8,509名(前期末比647名増)

大 株 主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当社の当該大株主への出資状況	
	所有株式数 千株	出 資 比 率 %	所有株式数 千株	出 資 比 率 %
ノーザントラストカンパニーエイブイエフシー -サブアカウントアメリカンクライアント (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	7,198	8.3		
三 田 産 業 株 式 会 社	4,756	5.5		
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	4,577	5.3		
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	4,565	5.3		
日本生命保険相互会社	2,856	3.3		
ノーザントラストカンパニーエイブイエフシーリユ -エスタックスエグゼンプテドベンションファンズ (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	2,854	3.3		
東京海上日動火災保険株式会社	2,668	3.1		
資産管理サービス信託銀行株式会社	2,442	2.8		
株 式 会 社 U F J 銀 行	2,148	2.5		
株 式 会 社 東 京 三 菱 銀 行	2,148	2.5		

- (注) 1. 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりです。
- | | |
|----------------------|---------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 4,577千株 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 4,565千株 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社 | 2,442千株 |
2. 日本生命保険相互会社の所有株式数のうちには特別勘定年金口163千株と特別勘定変額口31千株が含まれています。
3. 東京海上火災保険株式会社は、平成16年10月1日付けで日動火災海上保険株式会社と合併し、東京海上日動火災保険株式会社となりました。
4. 当社は、株式会社UFJ銀行の持株会社である株式会社UFJホールディングスの普通株式537株（出資比率0.0%）および、株式会社東京三菱銀行の持株会社である株式会社三菱東京フィナンシャル・グループの普通株式444株（出資比率0.0%）を所有しています。
5. 上記の所有株式数は株主名簿に基づき記載しています。証券取引法第27条の25第1項に基づき、次の法人から、大量保有報告書の提出があり、次のとおり株式を所有している旨の報告を受けていますが、平成17年3月31日現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含まれていません。

氏名または名称	持株数(千株)	出資比率(%)
シルチェスター インターナショナル インベスターズ リミテッド	10,912	12.4
スプラスグローブ・インベストメント・マネジメント・リミテッド	6,483	7.3

(6) 自己株式の取得、処分等および保有の状況

取得株式

普通株式 1,357,865株

取得価額の総額 2,583百万円

上記のうち

イ．単元未満株式の買取りによる取得

普通株式 6,765株

取得価額の総額 13百万円

ロ．定款授權に基づく取締役会決議による取得

買受を必要とした理由

株主価値および資本効率の向上を図るため。

普通株式 1,351,100株

取得価額の総額 2,569百万円

処分株式

単元未満株式の買増請求による処分

普通株式 458株

処分価額の総額 0百万円

失効手続をした株式

普通株式 1,351,100株

決算期における保有株式

普通株式 39,660株

(7) 新株予約権の状況

[1] 現に発行している新株予約権

- ・発行決議の日 平成14年 6月26日
- ・新株予約権の数 920個（新株予約権 1個につき100株）
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 92,000株
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・発行決議の日 平成15年 6月26日
- ・新株予約権の数 1,376個（新株予約権 1個につき100株）
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 137,600株
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・発行決議の日 平成16年 6月25日
- ・新株予約権の数 782個（新株予約権 1個につき100株）
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 78,200株
- ・新株予約権の発行価額 無償

[2] 当営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権

- ・発行決議の日 平成16年 6月25日
- ・新株予約権の数 782個（新株予約権 1個につき100株）
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 78,200株
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・権利行使時の 1株当たり払込金額 1,743円
- ・新株予約権の権利行使期間 平成18年 6月26日から平成26年 6月24日まで

・行使の条件

- イ．権利を与えられた者は、新株予約権行使期間内は、当社の取締役または執行役員もしくは重要な海外子会社の取締役の地位を保有していることを要す。ただし、任期满了等の正当な理由による退任または正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。
- ロ．新株予約権の1個未満の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。
- ハ．新株予約権の行使期間内は、相続人が権利行使することができる。
- ニ．その他の細目については、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

・消却の事由と条件

- イ．当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。
- ロ．新株予約権者が権利行使をする前に、行使の条件イに規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

・有利な条件の内容

当社の取締役および執行役員ならびに重要な海外子会社の取締役に対し新株予約権を無償で発行した。

(注) 旧商法第280条ノ19第1項に基づく新株引受権方式のストックオプションの残高は、商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)附則第6条第1項および第7条第1項により、貸借対照表の注記として記載しています。

・ 割当を受けた者の氏名と割当を受けた新株予約権の数

当社取締役

氏 名	新株予約権の数
森 田 隆 和	168個
三 田 昌 宏	86個
和 賀 克 公	86個
黒 川 明	86個
古 川 公 成	22個
以上 5 名	合計 448個

当社子会社サンテン・インク取締役

氏 名	新株予約権の数
エイドリアン・グレイブス	23個

当社子会社サンテン・オイ取締役

氏 名	新株予約権の数
ユルキ・リリエロース	23個

当社執行役員

氏 名	新株予約権の数
西 畑 利 明	86個
男 澤 一 郎	110個
岩 本 憲 二	46個
佐 藤 正 道	46個

当社執行役員、当社子会社取締役に対して発行した新株予約権の区分別内訳の状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	付与した者の総数
当社執行役員	288個	普通株式 28,800株	4 名
当社子会社取締役	46個	普通株式 4,600株	2 名

(8) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高 百万円	借入先が有する当社の株式	
		持株数 千株	出資比率 %
シンジケート・ローン	5,000		
日本政策投資銀行	782		
株式会社UFJ銀行	550	2,148	2.5
株式会社東京三菱銀行	550	2,148	2.5

(注) シンジケート・ローンは、株式会社東京三菱銀行を主幹事とする13社によるものです。

(9) 取締役および監査役の状況

会社における地位	氏名	担当または主な職業
代表取締役社長	森田隆和	
常務取締役	三田昌宏	経営全般、社会・環境・薬制担当
取締役	和賀克公	生産物流本部長
取締役	黒川明	医薬事業部長
取締役	古川公成	大学教授
常勤監査役	坂本秀士	
常勤監査役	水本幸儀	
監査役	堀弘二	弁護士
監査役	加護野忠男	大学教授

- (注) 1. 当期中に次のとおり監査役の異動がありました。
水本幸儀氏は、平成16年6月25日開催の第92期定時株主総会において新たに監査役に選任され、就任しました。
常勤監査役 石田 隆氏は、平成16年6月25日開催の第92期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しました。
2. 当期中の取締役の担当または主な職業の異動

氏名	異動後	異動前	異動年月
森田隆和		薬粧事業部長兼任	平成16年7月

3. 取締役 和賀克公、黒川 明の各氏は、常務執行役員を兼任しています。
4. 取締役のうち古川公成氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役です。
5. 監査役のうち坂本秀士、堀 弘二、加護野忠男の各氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役です。

(10) 執行役員の状況

会社における地位	氏 名	担 当
常務執行役員	西 畑 利 明	研 究 開 発 本 部 長 (品質保証・環境監査本部管掌)
常務執行役員	男 澤 一 郎	企画・業務本部長兼欧米事業担当 (業務改革推進本部管掌)
執行役員	岩 本 憲 二	ア ジ ア 事 業 部 長
執行役員	佐 藤 正 道	薬 粧 事 業 部 長
執行役員	エイドリアン・グレイブス	サンテン・インク取締役社長
執行役員	ユルキ・リリエロース	サンテン・オイ取締役社長

- (注) 1. マネジメントの一層の強化と戦略意思決定の質・スピードの向上を図るため、執行役員制度を導入しています。
2. 当期中に次のとおり執行役員の異動がありました。
下村恭一、阿部 洋の各氏は、平成16年6月30日をもって退任しました。
佐藤正道、エイドリアン・グレイブス、ユルキ・リリエロースの各氏は、平成16年7月1日に執行役員に就任しました。

(11) 取締役および監査役に支払った報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益の額

区 分	支 給 人 数	支給額	摘 要
取締役	平成16年4月から 平成17年3月まで 5名	97百万円	平成7年6月29日 定時株主総会による限度額 月額 26百万円
監査役	平成16年4月から 平成17年3月まで 5名	50百万円	平成6年6月29日 定時株主総会による限度額 月額 5百万円
計	平成16年4月から 平成17年3月まで 10名	147百万円	

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与含む）を次のとおり支給しております。
使用人兼務取締役（平成16年4月から平成17年3月まで）2名 34百万円
2. 上記のほか、前期利益処分により役員賞与を次のとおり支給しております。
取締役 5名 21百万円
3. 上記のほか、株主総会決議に基づく役員退職慰労金を次のとおり支給しております。
監査役 1名 53百万円（うち、取締役在任期間分 9百万円）

(12) 会計監査人に対する報酬等の額

当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

	支払額
当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	23百万円
上記の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	20百万円
上記の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	20百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、この報酬等の額には証券取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(注) 本営業報告書中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結貸借対照表

(平成17年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	82,735	流 動 負 債	22,221
現金及び預金	23,948	買掛金	6,122
受取手形及び売掛金	35,625	一年以内返済予定の長期借入金	268
有価証券	9,046	未払金	8,577
たな卸資産	9,826	未払法人税等	3,413
繰延税金資産	1,625	賞与引当金	2,481
その他	2,681	その他の引当金	199
貸倒引当金	△ 18	その他	1,158
固 定 資 産	57,244	固 定 負 債	9,518
有 形 固 定 資 産	32,676	長 期 借 入 金	6,614
建物及び構築物	18,826	繰延税金負債	23
機械装置及び運搬具	2,114	退職給付引当金	1,455
土地	9,486	役員退職慰労引当金	402
建設仮勘定	181	その他	1,023
その他	2,067	負 債 合 計	31,740
無 形 固 定 資 産	3,318	資 本 の 部	
営業権	1,015	資 本 金	6,247
ソフトウェア	1,182	資 本 剰 余 金	6,942
連結調整勘定	6	利 益 剰 余 金	95,901
その他	1,113	その他有価証券評価差額金	2,048
投資その他の資産	21,250	為替換算調整勘定	2,826
投資有価証券	14,313	自 己 株 式	74
繰延税金資産	1,051		
その他	5,885	資 本 合 計	108,239
資 産 合 計	139,979	負 債 資 本 合 計	139,979

- (注) 1. 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。
 2. 用語または様式については、商法施行規則第200条の規定に基づき、一部連結財務諸表規則の定めるところによって作成しています。

連結損益計算書

(平成16年4月1日から)
(平成17年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目		金 額
経常損益の部	売上高	92,696
	売上原価	33,709
	販売費及び一般管理費	40,003
	営業利益	18,982
営業外損益の部	営業外収益	(803)
	受取利息及び配当金	249
	保険満期受取金	114
	雑収入	440
	営業外費用	(948)
	支払利息	182
	営業権償却費	322
	為替差損	310
	雑支出	132
	経常利益	18,837
特別損益の部	特別利益	(1,137)
	固定資産処分益	340
	退職給付制度変更損益	316
	退職給付信託設定益	210
	前期損益修正益	265
	その他	3
	特別損失	(1,538)
	固定資産処分損	102
	減損損失	823
	米国事業構造改善関係費	440
その他	172	
税金等調整前当期純利益		18,436
法人税、住民税及び事業税		6,446
法人税等調整額		966
当期純利益		11,022

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項
連結子法人等 12社であり、すべての子法人等を連結しています。
(主要会社名) : サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク、サンテン・インク、サンテン・オイ、参天物流株式会社
2. 持分法の適用に関する事項
持分法適用の関連会社 一社
持分法非適用の関連会社 一社
なお、従来持分法非適用の関連会社に含まれていたレンズテック・インクは、当連結会計年度に株式売却を行ったため、持分法非適用の関連会社から除外しています。
3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項
連結子法人等のうち、サンテン・オイ、サンテンファーマ・エービー、サンテン・ゲーエムベーハー、台湾参天製薬股份有限公司および韓国参天製薬株式会社の決算日は、平成17年2月28日であり、連結決算日との差は3ヵ月以内であるため、当該連結子法人等の計算書類を基礎として連結を行っています。ただし、平成17年3月1日から連結決算日平成17年3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。
4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 資産の評価の方法
 - (イ) 有価証券
 - ① 満期保有目的の債券……………償却原価法
 - ② その他有価証券
時価のあるもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)
移動平均法による原価法
時価のないもの……………移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。
 - (ロ) デリバティブ……………時価法
 - (ハ) たな卸資産……………主に総平均法による原価法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (イ) 有形固定資産……………定率法(在外連結子法人等については定額法)
ただし、平成10年4月1日以降取得した親会社および国内連結子法人等の建物(建物付属設備を除く)については、定額法によっています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	31～50年
機械装置及び運搬具	7年
その他	4～10年
 - (ロ) 無形固定資産……………定額法
なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっています。
 - (ハ) 長期前払費用……………均等償却

(3) 重要な引当金の計上の方法

貸倒引当金……売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため引当てたもので、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については、回収可能性の検討を行ったうえ個別見積額を計上しています。

賞与引当金……従業員の賞与支給に備えるため引当てたもので、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しています。

返品調整引当金……返品損失に備えるため引当てたもので、当連結会計年度末の売上債権を基礎として、返品見込額に対する売買利益および廃棄損失の見積額を計上しています。

退職給付引当金……

(当 社)

従業員の退職給付に備えるため引当てたもので、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による均等額を、それぞれ発生時の連結会計年度から費用処理しています。

(在外連結子法人等1社および国内連結子法人等3社)

従業員の退職給付に備えるため引当てたもので、当連結会計年度末の要支給額の100%を計上しています。

役員退職慰労引当金……当社が役員の退職慰労金支給に備えるため引当てたもので、内規に基づく当連結会計年度末の要支給額の100%を計上しています。

(4) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外連結子法人等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は資本の部における為替換算調整勘定に含めています。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、為替予約等の振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を行っています。また、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段……為替予約取引、通貨スワップ取引、金利スワップ取引、通貨金利スワップ取引および通貨オプション取引

・ヘッジ対象……投資有価証券、長期借入金および外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

主として資産・負債に係る為替変動、金利変動および株価変動リスクを回避するために、デリバティブ取引を利用しています。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針です。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しています。

(7) 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。

5. 連結子法人等の資産および負債の評価の方法

全面時価評価法を採用しています。

6. 連結調整勘定の償却の方法および期間

発生年度以降5年間で均等償却しています。

(表示方法の変更)

「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第97号）が平成16年6月9日に公布され、平成16年12月1日より適用となることおよび「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第14号）が平成17年2月15日付けで改正されたことに伴い、当連結会計年度から投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）を投資有価証券として表示する方法に変更しました。

なお、当連結会計年度の投資有価証券に含まれる当該出資の額は、619百万円です。

(追加情報)

1. 将来発生することが見込まれる販売促進費に備えるため、必要とされる費用の見積額として、期末問屋在庫高に対して直接販売費比率を乗じた金額を販売促進引当金として計上してきましたが、当連結会計年度より販売促進引当金の計上を行っていません。当連結会計年度より問屋在庫の圧縮が進み、問屋の期末余剰在庫に対する販売促進に係る費用が不要になったことによるものです。
2. 当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成17年1月に適格退職年金の一部および退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しています。本移行に伴う影響額は、特別利益として316百万円計上しています。
また、当社は平成17年3月に退職給付信託を設定しました。これに伴う影響額は、特別利益として210百万円計上しています。

(注記事項)

(連結貸借対照表関係)

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1. 有形固定資産減価却累計額 | 38,895百万円 |
| 2. 保証債務 | 561百万円 |
| 3. 輸出手形割引高 | 2百万円 |

(連結損益計算書関係)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり当期純利益 | 125円85銭 |
| 2. 減損損失 | |
- 当期において、減損損失823百万円を特別損失に計上しています。
減損損失を認識した資産のうち主な資産は以下のとおりです。

用 途	種 類	場 所
賃 貸 不 動 産	土 地 お よ び 建 物	奈 良 市

(減損損失を認識するに至った経緯)

当期、「固定資産の減損に係る会計基準」に準拠し、売却価額が確定した時点で減損損失を認識しましたが、当該資産は当期末までに売却していません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成17年5月6日

参天製薬株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人
指 定 社 員 公認会計士 目加田雅洋 ㊞
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 梅田 佳成 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、参天製薬株式会社の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第93期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い参天製薬株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第93期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、次のとおりご報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成17年5月9日

参天製薬株式会社 監査役会

監査役(常勤) 坂本 秀士 ⑩

監査役(常勤) 水本 幸儀 ⑩

監査役 堀 弘二 ⑩

監査役 加護野忠男 ⑩

(注) 監査役坂本秀士、堀弘二及び加護野忠男は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成17年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	78,075	流 動 負 債	20,686
現 金 ・ 預 金	21,924	買 掛 金	5,469
受 取 手 形	374	一年以内返済予定の長期借入金	268
売 掛 金	34,197	未 払 金	8,732
有 価 証 券	9,046	未 払 法 人 税 等	3,372
製 品 ・ 商 品	6,650	未 払 消 費 税 等	460
半 製 品 ・ 仕 掛 品	604	未 払 費 用	45
原 材 料 ・ 貯 蔵 品	1,073	預 り 金	76
繰 延 税 金 資 産	1,609	賞 与 引 当 金	2,037
そ の 他	2,612	返 品 調 整 引 当 金	199
貸 倒 引 当 金	△ 18	そ の 他	23
固 定 資 産	64,687	固 定 負 債	8,983
有 形 固 定 資 産	28,459	長 期 借 入 金	6,614
建 物	16,061	退 職 給 付 引 当 金	1,420
構 築 物	421	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	402
機 械 装 置	975	そ の 他	546
車 両 運 搬 具	6	負 債 合 計	29,670
工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	1,611	資 本 の 部	
土 地	9,227	資 本 金	6,247
建 設 仮 勘 定	156	資 本 剰 余 金	6,942
無 形 固 定 資 産	2,073	資 本 準 備 金	6,942
特 許 権	432	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
商 標 権	596	自 己 株 式 処 分 差 益	0
ソ フ ト ウ ェ ア	966	利 益 剰 余 金	97,927
そ の 他	78	利 益 準 備 金	1,551
投 資 そ の 他 の 資 産	34,154	任 意 積 立 金	84,775
投 資 有 価 証 券	14,309	退 職 給 与 積 立 金	372
子 会 社 株 式 ・ 出 資 金	13,148	特 別 償 却 準 備 金	294
長 期 繰 延 税 金 資 産	948	別 途 積 立 金	84,109
そ の 他	5,748	当 期 未 処 分 利 益	11,600
資 産 合 計	142,762	株 式 等 評 価 差 額 金	2,048
		自 己 株 式	74
		資 本 合 計	113,092
		負 債 資 本 合 計	142,762

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(平成16年4月1日から
平成17年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目		金 額
経常 損益の部	売上高	86,340
	売上原価	29,964
	販売費及び一般管理費	36,684
	営業利益	19,692
損益の部	営業外収益	(809)
	受取利息及び配当金	277
	保険満期受取金	114
	雑収入	417
	営業外費用	(234)
	支払利息	143
	雑支出	91
	経常利益	20,266
特別 損益の部	特別利益	(766)
	固定資産処分益	233
	退職給付制度変更損益	316
	退職給付信託設定益	210
	その他	5
	特別損失	(1,080)
	固定資産処分損失	84
	減損損失	823
	その他	172
	税引前当期純利益	19,952
	法人税、住民税及び事業税	6,362
	法人税等調整額	987
	当期純利益	12,602
	前期繰越利益	3,305
	自己株式消却額	2,548
	中間配当額	1,758
	当期末処分利益	11,600

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

(重要な会計方針)

貸借対照表および損益計算書の作成にあたって採用した会計処理の原則および手続きは次のとおりです。

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

① 満期保有目的の債券……………償却原価法

② 子会社株式および関連会社株式…移動平均法による原価法

③ その他有価証券

時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

(2) デリバティブ……………時価法

(3) 製品・商品、半製品・仕掛品、原材料・貯蔵品……………総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物付属設備を除く)については定額法によっています。

無形固定資産……………定額法

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっています。

3. 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため引当てたもので、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については、回収可能性の検討を行ったうえ個別見積額を計上しています。

賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため引当てたもので、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しています。

返品調整引当金……………返品損失に備えるため引当てたもので、期末売上債権を基礎として、返品見込額に対する売買利益および廃棄損失の見積額を計上しています。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため引当てたもので、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しています。なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による均等額を、それぞれ発生の事業年度から費用処理しています。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金支給に備えるため引当てたもので、内規に基づく要支給額の100%を計上しています。

なお、当該引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金です。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

6. ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、為替予約等の振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を行っています。また、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段……為替予約取引、通貨スワップ取引、金利スワップ取引、通貨金利スワップ取引および通貨オプション取引
- ・ヘッジ対象……投資有価証券、長期貸付金、長期借入金および外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

主として資産・負債に係る為替変動、金利変動および株価変動リスクを回避するために、デリバティブ取引を利用しています。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針です。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しています。

7. 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。

(表示方法の変更)

「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第97号）が平成16年6月9日に公布され、平成16年12月1日より適用となることおよび「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第14号）が平成17年2月15日付で改正されたことに伴い、当期から投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）を投資有価証券として表示する方法に変更しました。

なお、当期の投資有価証券に含まれる当該出資の額は、619百万円です。

(追加情報)

1. 将来発生することが見込まれる販売促進費に備えるため、必要とされる費用の見積額として、期末問屋在庫高に対して直接販売費比率を乗じた金額を販売促進引当金として計上してきましたが、当期より販売促進引当金の計上を行っていません。当期より問屋在庫の圧縮が進み、問屋の期末余剰在庫に対する販売促進に係る費用が不要になったことによるものです。
2. 当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成17年1月に適格退職年金の一部および退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しています。本移行に伴う影響額は、特別利益として316百万円計上しています。
また、当社は平成17年3月に退職給付信託を設定しました。これに伴う影響額は、特別利益として210百万円計上しています。

(注記事項)

(貸借対照表関係)

- | | | |
|----|---------------|-----------|
| 1. | 子会社に対する短期金銭債権 | 522百万円 |
| 2. | 子会社に対する短期金銭債務 | 639百万円 |
| 3. | 有形固定資産減価償却累計額 | 36,060百万円 |
4. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として、点眼剤製造設備の一部があります。
5. ストックオプションのために付与した、旧商法第280条ノ19第1項に基づく新株引受権の残高および行使価格は下記のとおりです。

	発行すべき株式の内容	残高	行使価格
	普通株式	61百万円	1,540円
	普通株式	163百万円	2,480円
	普通株式	162百万円	2,705円
	普通株式	126百万円	2,299円
6.	保証債務	561百万円	
7.	輸出手形割引高	2百万円	
8.	商法施行規則第124条第3号に規定する純資産	2,048百万円	

(損益計算書関係)

- | | | |
|----|------------|----------|
| 1. | 子会社との取引高 | |
| | 売 上 高 | 548百万円 |
| | 仕 入 高 | 19百万円 |
| | その他の営業取引高 | 4,911百万円 |
| | 営業取引以外の取引高 | 87百万円 |
| 2. | 1株当たり当期純利益 | 143円93銭 |
| 3. | 減損損失 | |

当期において、減損損失823百万円を特別損失に計上しています。

減損損失を認識した資産のうち主な資産は以下のとおりです。

用 途	種 類	場 所
賃 貸 不 動 産	土 地 お よ び 建 物	奈 良 市

(減損損失を認識するに至った経緯)

当期、「固定資産の減損に係る会計基準」に準拠し、売却価額が確定した時点で減損損失を認識しましたが、当該資産は当期末までに売却しております。

利益処分案

(単位 円)

当 期 未 処 分 利 益	11,600,558,908
特 別 償 却 準 備 金 取 崩 額	<u>53,438,392</u>
合 計	11,653,997,300

これを下記のとおり処分します。

利 益 配 当 金 (1株につき30円)	2,598,571,290
役 員 賞 与 金 (取締役賞与金 24,980,000円)	24,980,000
特 別 償 却 準 備 金 積 立 額	60,283,580
別 途 積 立 金	5,000,000,000
次 期 繰 越 利 益	3,970,162,430

- (注) 1. 平成16年11月30日に1,758,931,620円(1株につき20円)の中間配当を実施しました。
2. 利益配当金は、自己株式39,660株を除いて算出しています。
3. 特別償却準備金の取崩額および積立額は、租税特別措置法の規定に基づき算出された金額から税効果相当額を控除した純額です。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成17年5月6日

参天製薬株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人
指 定 社 員 公認会計士 目加田雅洋 ㊞
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 梅田 佳成 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、参天製薬株式会社の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第93期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第93期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、次のとおりご報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、子会社に対しても営業の報告を求め、必要に応じて重要な子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査しました。また、随時会計監査人より監査に関する報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、取締役等から報告を求め、当該取引の状況を調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成17年5月9日

参天製薬株式会社 監査役会

監査役(常勤) 坂本 秀 士 ㊟

監査役(常勤) 水本 幸 儀 ㊟

監査役 堀 弘 二 ㊟

監査役 加護野忠男 ㊟

(注) 監査役坂本秀士、堀弘二及び加護野忠男は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

議決権行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 864,954個

2. 議案および参考事項

第1号議案 第93期利益処分案承認の件

本議案の内容につきましては、添付書類（34頁）に記載のとおりとさせていただきます。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付け、業績に応じた適正な利益還元と企業財政の柔軟性・健全性の維持、資本効率の向上を図るという考え方にに基づき、配当による株主還元を重視し、積極的に行うとともに、自己株式の取得・消却につきましても、株主価値、資本効率向上のための機動的な手段として適宜検討しております。その一環として、当期に当社株式1,351,100株につき、自己株式の取得および消却を実施いたしました。

当期の利益配当金につきましては、1株につき30円とさせていただきます。これにより、中間配当金（1株につき20円）を加えた1株当たりの年間配当金は50円となり、前期に比べて10円の増配となります。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

当社は、企業価値を最大化するためには、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の充実・強化が不可欠であると認識し、企業統治システムを構築することで経営の透明性ならびに健全性を確保しながら業績の向上を図っております。

今回、取締役会のさらなる充実・強化を図るために、社外を含めた取締役の増員とともに、現在、取締役会の専門委員会として設置しております「幹部報酬委員会」および社長の諮問委員会として設置しております外部委員を交えた「経営諮問委員会」を見直し、商法上の委員会等設置会社における委員会とは異なりますが、取締役会の専門委員会として社内・社外取締役で構成される「戦略審議委員会」、「指名委員会」、「幹部報酬委員会」の3委員会を再編・設置する予定をしております。

つきましては、本株主総会の決議事項であります取締役の選任としまして、現任取締役5名に加え、社内取締役1名、社外取締役2名増員の合計8名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	当社株式の 所有数
1	森田 隆和 (昭和20年2月10日生)	昭和55年4月 当社入社 昭和55年11月 社長室長 昭和56年7月 取締役 昭和58年7月 常務取締役 昭和62年7月 専務取締役 平成2年10月 取締役社長(現任) 平成14年5月 サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク取締役社長(現任) (他の会社の代表状況) サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク取締役社長	133,400株
2	三田 昌宏 (昭和24年11月13日生)	昭和55年4月 当社入社 昭和56年4月 マーケティング室長 昭和58年7月 取締役 平成5年6月 五洋企業株式会社取締役社長(現任) 平成7年6月 常務取締役(現任) 平成13年5月 経営全般、薬制・渉外担当 平成16年1月 経営全般、社会・環境・薬制担当(現任) (他の会社の代表状況) 五洋企業株式会社取締役社長	234,000株
3	和賀 克公 (昭和25年4月2日生)	昭和62年4月 ブロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク 生産統括本部ビューティーケアテクニカルサポートマネージャー 平成6年4月 同社退社 平成6年4月 当社入社 平成7年10月 生産本部副部長 平成9年6月 取締役(現任) 平成9年6月 生産本部長 平成12年4月 生産物流本部長(現任) 平成13年6月 執行役員 平成16年7月 常務執行役員(現任)	3,200株
4	黒川 明 (昭和27年9月5日生)	昭和52年4月 当社入社 平成9年4月 医薬事業部長室長 平成9年6月 取締役(現任) 平成10年6月 医薬事業部副事業部長 平成13年5月 医薬事業部長(現任) 平成13年6月 執行役員 平成16年7月 常務執行役員(現任)	3,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	当社株式の 所有数
5	古川 公成 (昭和10年9月23日生)	昭和61年4月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授 平成10年6月 当社監査役 平成11年4月 慶應義塾大学名誉教授(現在に至る) 平成11年4月 中村学園大学教授(現在に至る) 平成15年6月 当社取締役(現任)	2,000株
6	男澤 一郎 (昭和30年8月22日生)	平成7年1月 日本鋼管株式会社 本社経理部管理室課長 平成9年2月 同社退社 平成9年3月 当社入社 平成11年7月 執行役員 事業開発本部長兼社長室長 平成13年5月 執行役員 企画・業務本部長 平成16年4月 執行役員 企画・業務本部長(業務改革推進本部管掌) 平成16年7月 常務執行役員 企画・業務本部長兼欧米事業担当(業務改革推進本部管掌)(現任)	株
7	村松 勲 (昭和14年8月14日生)	昭和59年1月 ファイザー株式会社取締役第二営業部長 昭和61年3月 同社退社 平成3年7月 プリストルマイヤーズ・スクイブ株式会社代表取締役副社長 医薬品事業担当 平成4年5月 同社退社 平成4年12月 スミスクライン・ピーチャム製薬株式会社代表取締役社長 平成13年4月 グラクソ・スミスクライン株式会社取締役相談役 平成14年3月 同社退社 平成14年4月 有限会社パインクレスト代表取締役(現在に至る)	株
8	古谷 昇 (昭和31年11月13日生)	平成3年12月 ポストコンサルティンググループ ヴァイスプレジデント 平成12年5月 同社退社 平成12年6月 株式会社ドリームインキュベータ代表取締役 平成17年3月 同社退社 平成17年4月 有限会社ピークル代表取締役(現在に至る) 平成17年4月 筑波大学大学院ビジネス科学研究科講師(現在に至る)	株

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち古川公成、村松 勲、古谷 昇の各氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役の要件を満たしております。
は新任候補者であります。

第3号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件
商法第280条ノ20および商法第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領で株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件で新株予約権を発行することを必要とする理由

当社の取締役および執行役員ならびに重要な海外子会社の取締役の報酬と中長期的企業価値創造を直接的に結び付け、当社の取締役および執行役員ならびに重要な海外子会社の取締役が業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値・顧客満足をさらに向上させることを目的として当社の新株予約権を無償で発行付与することにつきご承認いただきたく存じます。

なお、ストックオプションの目的で発行することから、以下の要領に記載のとおり本新株予約権につきましては無償で発行し、新株予約権行使時に払込みをすべき金額は下記2.(5)に定めるとおり時価を基準とした価格としております。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役および執行役員ならびに重要な海外子会社の取締役

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式136,000株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い当社が完全親会社となる場合、または、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

1,360個を上限とする。

(新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株。

ただし、上記2.(2)の株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの付与株式数について上記2.(2)と同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権の目的たる株式1株当たりの払込金額は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値（1円未満の端数は切り上げ。）とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行の日の終値を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{分割} \cdot \text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行株式数}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成19年6月25日から平成27年6月23日まで

(7) 新株予約権の行使条件

権利を与えられた者は、新株予約権行使期間内は、当社の取締役または執行役員もしくは重要な海外子会社の取締役の地位を保有していることを要す。ただし、任期満了等の正当な理由による退任または正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。

新株予約権の1個未満の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。

新株予約権行使期間内は、相続人が権利行使することができる。

その他の細目については、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記2.(7)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

以 上

【インターネットによる議決権行使のご利用の注意点について】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

- ・当日株主総会にご出席の場合
郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使の手続きはいずれも不要です。
- ・当日ご出席願えない場合で、
郵送により議決権を行使される場合は、インターネットによる手続きは不要です。
インターネットにより議決権を行使される場合は、郵送による手続きは不要です。

記

議決権行使サイトのご案内

- ・当社の指定する議決権行使サイト

<http://www.evotage.jp/>

- ・議決権行使期限

株主総会前日〔平成17年6月23日（木曜日）〕の24時まで受け付けいたします。なお、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使いただきますようお願いいたします。

- ・利用環境の制限

今回から、携帯電話を用いたインターネットでも議決権行使が可能になりました。ただし、次のサービスがご利用可能であることが必要となります。

・iモード ・EZweb ・Vodafone live!

（「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Vodafone live!」はVodafone Group Plcの商標または登録商標です。）

なお、セキュリティ確保のためSSL通信（暗号化通信）および携帯電話情報送信可能な機種にのみ対応しております。このため、上記サービスがご利用可能の場合であっても、携帯電話の機種によっては、ご利用できない場合がございますので、ご了承ください。（ご不明な点は、下記のヘルプデスクまでお問い合わせください。）

複数にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- ・郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合

到着日時を問わずインターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。

- ・インターネットにより、複数回にわたり議決権行使をされた場合

最後に行われた行使を議決権行使として取り扱わせていただきます。

「議決権行使コード」および「仮パスワード」についてのご注意

- ・「議決権行使コード」および「仮パスワード」の記載場所

同封の議決権行使書用紙に記載しております。

- ・パスワードの変更等セキュリティについて

株主以外の他人による不正アクセス（いわゆる“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」から新しいパスワードへの変更や、当社名義書換代理人であるUFJ信託銀行株式会社が発行する専用の電子証明書の取得をお願いすることになりますのでご了承ください。

なお、「議決権行使コード」および「仮パスワード」は株主総会の都度ご通知いたします。

以上

システムに関するお問い合わせ

UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）： 0120-173-027

第93期定時株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市東淀川区下新庄三丁目 9 番19号
当社本社ビル 5 階 センチュリーホール

